

山口大学基金授業料支援制度

本制度は、家計の急変により、授業料の納付が困難となった学生に対する、経済的な困窮学生支援を目的とした「山口大学基金」の学生支援事業です。

【申請資格】

経済的理由により授業料の納付が困難な学部学生のうち、次のいずれかの要件を満たし、当該学部長が特に必要と認めた者。ただし、外国人留学生を除く。

- ①家計の急変により、授業料の納付が困難となった者。
- ②経済的理由により授業料の納付が困難な学部生のうち、授業料免除基準における家計基準を満たしており、学力向上が見込まれる者。

【支給金額】 一学期の授業料相当額とし、返還を要しない。

【支給人数】 若干名。ただし、支給は、在学期間中、一人につき一回限り。

【申請手続】 当該学部において修学相談等を行った後、本学が指定する期日までに次の各号に定める書類を提出。

- (1) 山口大学基金授業料支援申請書
- (2) 所属する学部長の推薦状
- (3) 学資を主として負担している者の所得に関する証明書
- (4) その他本学が必要とする書類

【申請時期】 前期の支給を希望する者は当該年度の4月末日まで、後期の支給を希望する者は10月末日まで。

ただし、授業料免除申請の判定結果により申請を行う必要が生じた場合及びやむを得ない事情であると学長が認めた場合は、申請期間後に申請を行うことができる。

【書類配布等】 学生支援課経済支援係（共通教育棟9番窓口）

2026年1月13日

学生支援課（TEL 083-933-5611）